

ぎふの教育

岐阜県教育懇話会
〒509-0108
各務原市須衛町4-291
(株)後藤解卵場内
TEL 058-370-1510
口座番号 00800-3-5390

綱 領

- 一、われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する。
- 一、われわれは教養と品位の向上につとめ、真理愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する。
- 一、われわれは個人の自主尊厳を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。

巻頭言

「令和」は新時代の理想に相応しい

京都産業大学名誉教授 所 功

四月一日、新元号として「令和(れいわ)」が決まった。大化から数えて二四八番目となる元号は、日本最古の歌集『万葉集』から引用されたが、「令和」はなぜ選ばれたのか。

元号に初の「令」

「令和」という二文字は、共に漢音で「れいわ」と読む(令は呉音なら「りよう」)。その和訓としては人名で「よしかず」とも「のりやす」とも称する例がある。



NHKTV 4月1日「おはよう日本」より
この「令」という字は、「令息」とか「令嬢」のように「よい」や「美しい」という意味がある。また「法令」という意味

「訓令」のように「のり」(規範)の意味もある。

一方、「和」はよく知られている通り、「和合」や「平和」のように「やわらぐ」「なごむ」という意味があり、

古来「大和」(大いに和する)と称する日本の特性を最もよく表す。それゆえ、日本の「大化」から「平成」に至る二四七の公年号では、「和」が十九回使われており(「和銅」→「昭和」)、「令和」で二十回になる。

それに対して「令」の字は、幕末の「文久」「元治」改元の際「令徳」という案で候補に上ったが、幕府の反対により採用されず、今回が初めてとなった。

ちなみに、このような組み合わせは珍しくない。例えば「昭和」「平成」の「和」や「平」は多く使われてきたが、「昭」「成」はこの時が初めてである。古来の用例を尊重しながら、新例も取り入れたことになろう。

国書の出典は初めて

その出典として、従来は専ら漢籍(中国の古典)を使用してきたが、

今回は年号史上で初めて国書(日本の古典)から採用された。

しかも、歴史書の『古事記』『日本書紀』でなく、和歌(やまとうた)を集成した『万葉集』が典拠されたことは、画期的である。

この『万葉集』巻五に、九州の大宰(だざい)府で、天平二(七三〇)年正月十三日に開かれた梅花を賞(め)でる宴会において、三十二人の官人たちが詠んだ和歌と、冒頭に序文が収められている。

その序文は、大宰帥(だざいのそち)(長官)大伴旅人(たびと)か筑前守(かみ)(知事)山上憶良(おくら)の作とみられる。そこに「初春(正月)の令月(よき月)、気淑(よ)く風和(やわら)ぎ(穏やか)で、梅は鏡前の粉を披(ひら)き(おしろ)いのように白く咲き、蘭は珮後(はいご)の香(こう)を薫(かお)らす(匂い袋のように香っている)など、宴会の状況が的確に描かれている(括弧内の注釈は中西進氏『万葉集』全注釈など参照)。

この文中にある「令」と「和」を組み合わせて「令和」という新元号

ができたのである。しかも、その背景として、唐風文化の開花期である天平時代に、大宰府という中国大陸や朝鮮半島との外交を統括する公館における梅花宴で、教養の高い官人たちが、漢詩ではなく和歌を詠んでいることに思いを致すと、なおさら味わい深い。

理念は「美しい日本」

梅というのは、中国伝来ながら、日本各地で旧暦一月の春先ころ花が咲き、香りが芳(かぐわ)しい。

昔から「梅は寒苦を経て清香を発す」といわれるが、天災などの苦難をみんなの助け合いで乗り越えてきた平成の日本人が、さらに今後も心を寄せ励まし合いながら、美しい平和な日本を花咲かせよう、という理念を表明したことにもなる。

安倍晋三首相は、元号の発表後の談話で令和の意味を「人々が美しく心を寄せ合う」と説明されたが、確かに国民の理想として相応しい。

今や国際化・グローバル化の加速するわが国に必要なことは、日本人としてのアイデンティティを再認識した上で、可能な限り国内外の山積する課題解決に貢献することだと思われる。

そんな新時代への展望と期待をこめて、「令和」元号の誕生をみんな一言祝(ことほ)ぎたい。

平成三十一年現代国民講座

明治初期の岐阜県の教育

坂口浩之

学制の目指したもの

昨年は明治元年から満百五十年の年に当たり、「明治の歩みをつなぐ、つたえる」取組が進められた。全国各地の小学校で明治初期の創立にかかるものは少なくない。明治初年のわが国の目覚ましい近代化改革の中で最初に着手されたのが教育改革であつたこと、明治五年（一八七二）八月に発布された学制に基づいて、岐阜県においてどのような学校設立の動きが起こったかについては、本紙第一八四号で紹介したところである。



大野郡三輪村揖斐小学校

明治9年、新築された揖斐学校（現揖斐小学校）

わが国最初の近代的学校制度を定めた学制がどのような教育を目指していたかは、学制とともに発布された「被仰出書（おせいだされし

よ）」に明示されている。新しい教育理念と全国に学校を設立する旨を次のように述べている。

「人々自ら其身を立てて其産を治め其業を昌にして、以て其生を遂ぐるゆえんのものは他なし、身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは学にあらずは能はず。是れ学校の設あるゆえんにして、日用常行言語書案を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄、凡人の営むところの事学あらざるはなし。・・・自今以後、一般の人民（華土族卒農工商及婦女子）必ず邑に不学の戸なく家に不学の人ならしめん事を期す。」

要約すると、学校の目標は個人の立身治産昌業であること、国民皆学、婦女子を含めた教育の機会均等などをうたっている。その実現のため、文部省は全国民を対象とする小学校教育を完備することに力を注ぎ、中学・大学という上級学校については追々整備することとした。まず学区を定め、学区取締が置かれ、翌六年（一八七二）に入って小学校設立が本格化した。

学制は学問を武士以上の身分のものとする旧来の教育観を明確に排除し、フランスや米国など欧米の教育制度を模範としていた。学制に代わ

って明治十二年（一八七九）に公布された教育令も、米国の自由主義的・地方分権的な教育制度を模範としていた。

教育の目的を個人ではなく国家の興隆・繁栄としたのは、明治二十三年（一八九〇）に公布された改正小学校令においてである。第一条に「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定められ、道徳教育・国民教育・知識技能の教育の三つが、その後約五〇年にわたりわが国の小学校教育の基本となった。

美濃の学校設立

前回取り上げた明治五年から七年にかけての岐阜県は、美濃国が江戸時代の領主分立体制から脱して美濃全体を一県として成立した段階であり、飛騨は含まれていなかった。飛騨三郡は、明治四年（一八七一）十一月から岐阜県に編入される同九年（一八七六）八月まで約五年間、信州四郡とともに筑摩県に属し、松本に県庁、高山に支庁が置かれたのである。学制発布後、美濃・飛騨は別々に歩みを進めながら、明治七年（一八七四）までに美濃で五〇〇余校、飛騨で一〇〇余校の小学校が開校した。

幸い、岐阜県には美濃郡代笠松陣屋文書と飛騨郡代高山陣屋文書が受け継がれており（現在は岐阜県歴史資料館所蔵）、明治初期の学校・教育についても知ることが出来る。美濃・飛騨それぞれの動きを追いながら、学制による学校設立とそれをめぐる地域の様子を見ていくこととしたい。

岐阜県では、学制発布後、江戸時代以来の教学の伝統を引く大垣や最初に県庁が置かれた笠松で学校設立に向けた動きが始まった。とりわけ、大垣の士族や市民が協力して教則や課業表を整え、設立を申し出た「小学義校」については、県も他の模範となると考え、明治五年十一月、文部省に設立伺を提出し、同月中に認可された。翌年一月、旧大垣藩校を校舎として興文小学義校が開業したのを皮切りに、美濃各地の町村から続々と小学義校設立願が県に提出され、文部省の認可を受けることとなった。同年十月にはその数が五〇〇余校に及んだ。

県が取り入れた「小学義校」の形式は、官費に頼らず、地域の有力者からの寄付金や戸別高別等の割符、生徒受業料を校費に充てるもので、学校の設立維持の経費を民費によるとする学制の原則に沿うものであつた。小学義校については設立伺や教

則、課業表等が残っていないため、詳細を伺い知ることはできないが、地域の積極的な協力がなければ実現しなかったことに違いはない。また、学校設立とともに教員の養成が大きな課題となり、同年十二月、師範研習学校と呼ばれる教授所が旧大垣藩庁跡に設置された。

官費の一部を用いて官立小学校が設立されるケースもあった。明治六年八月、徳山村などでは小学義校の設立が困難であるとして官立の伝芳舎が認可され、同七年四月、県庁(同六年に今泉村に移転)近くの岐阜町に、他の手本として教則等を整えた官立の金華・伊奈波両校が認可された。これらの官立学校については開業伺書が残されており、教則、校則、教員履歴・給料、生徒員数、生徒受業料、学校費用等が分かる。例えば、教則について金華・伊奈波学校は「東京師範学校上下等小学教則ヲ遵守ス」とあるのに対し、伝芳舎は山間地域のため「本則ヲ用ル能ハス、当分別紙略則ヲ用ユ」と対照的な内容であった。生徒受業料についても、前者は一人一か月五銭としたが、後者は「貧窮の土地柄」のため「当分之ヲ欠ク」(徴収しない)とするなど、それぞれの実情に沿った学校運営が行われていたことが分かる。

飛驒の学校設立

筑摩県は、江戸時代から寺子屋が多く、県庁所在地となった松本に学制発布以前から地域住民が郷学校を設立するなど教育熱心な土地柄であった。教育を立県の指針とし、学校数や就学率の高さが全国でも群を抜いていた。

しかし、飛驒における近代的な学校は明治六年十二月、高山町に煥章(かんしょう)学校が開業したのが最初であり、他の学校の開業は翌七年に入ってからであった。美濃に比べて設立時期に一年近い遅れがあるのは、筑摩県が松本周辺から信州、飛驒へと順を追って整備を進めたためであり、設立準備は学制発布直後から始まっていた。なお、岐阜県では校費を官費に頼らない義校方式をとったのに対して、筑摩県は官費の一部を学校数及び生徒員数に応じて各校に配分した。

明治五年九月、筑摩県は高山支庁に指令して「弥以学校造立之義ハ、当今之急務ニ候」と学制を周知するための村触を行わせた。また、学区取締に加え、小学区ごとに学校世話役を置いてきめ細かく準備を進めさせた。同六年三月、世話役の一人で戸長を兼務していた田近盛域の提出した学校設立見込書には、飛驒は未開であり教師の人材がいなこと、

学術が不可欠であることを理解する者が少なく、学資金(寄付金)を差し出す者も少ないことなど地域の課題を指摘し、「筆算ヲ心得候者」を仮教師とするよう地域の実情に沿った方策を述べている。

高山町の煥章学校設立にあたり、高山町から二〇キロ以上離れた角川村(現飛驒市河合町角川)在住の農家、柏木ひさが養蚕系績で貯えた二〇円を献納し、賞誉として木杯一個を授与された。その願書には「学文ハ日用常行人民一日モ欠ベカラサル昌業起産ノ基ナル事、始テ承知仕、今般学校御創造アルハ実ニ歡喜雀躍ニ堪ヘス候」とあり、同人が学制の趣旨に共鳴、感激していたことがうかがわれる。

同校の学校設立伺によると、本校の他に女兒の支校と第三支校があり、生徒数は一、六〇〇人、教則は師範講習所教則にならない、教師五人のうち船坂忠蔵は筑摩県師範講習所卒の免状をもっていた。他の一人生井修斎は、京都で修業し理学・医学を学んだ医者で、第二五大区長及び学区取締をも務めていた。本格的な体裁を整えた学校であり、設立時期も美濃の金華・伊奈波学校より早かったことが特筆される。

ただし、就学率には課題があったようで、同校の生徒受業料は一か年

六百元を見込み、一人一か月三錢程度であったが、実際は半分程度しか集まらなかったようである。親たちの中には、開校に際して入校願を提出したにもかかわらず、手蹟稽古の先生の方へ子どもを通わせていた者が十数名もいた。そのことを県が糾(ただ)し、学校へ通わせることを誓約させた。

また学校隆盛のため、生徒の父兄や養育者が時間を繰り合わせて「生徒習業ノ次第ヲ折々見聞」(授業参観)するよう区内に周知することが、区長から各戸長に対し通達された。

煥章学校は最初、勝久寺に開業したが、手狭なため翌日には照蓮寺に移転した。明治七年二月以降、他の学校も相次いで開業したが、その多くは寺院や神社、民家などの建物を校舎に利用していた。のち、同八年四月に高山町の大火で煥章学校の校舎が類焼し、同年九月に筑摩県権令永山盛輝が飛驒へ学校視察に訪れたこともあって新校舎の建設へと動き出した。

美濃・飛驒合併前後の状況

明治九年(一八七六)三月、筑摩県から文部省への上申によると、飛驒三郡に設立された学校数は一〇五校であった。同年一月調べの学事統計表では、飛驒の学齢人員↓次頁下

日本教師会 第59回教育研究大会

今夏、岐阜市で開催

期日 令和元年八月三日(土)午後一時

～四日(日) 正午

場所 ハートフルスクエアG (JR岐阜

駅構内) 二階 中研修室

主題 「新しい時代を切り拓く」

国民教育の在り方を求めて」

講演 「日本を取り戻す教育」(仮題)

講師 麗澤大学特任教授 高橋史朗先生

講演 「教育現場で大切なこと」

講師 阪南大学教授 平山 弘先生

主催 日本教師会 後援 岐阜市教育

委員会 主管 岐阜県教育懇話会

令和時代最初の教育研究大会を、

今夏、本会が主管することになった。

大会では新しい時代を迎えるにあたって、これからの子供達にどのような教育をすべきかが課題となる。

時あたかも学校現場では新学習指導要領への移行が急で、小学校は来年から、中学校では再来年から全面実施となる。今年はそのために新しい教科書の採択が始まる。

文部科学省は学習指導要領改定のポイントとして①社会に開かれた教育課程の編成②知識の理解の質を高めた確かな学力の育成③道徳教育の

充実、体験活動、健康教育の重視をあげ、「生きる力」の育成を目指している。それは今後の社会がグローバル化、情報化の進展により、加速度的に変化すると考え、その中でも志高く未来を創り出していく力を育成するためと説明されている。

特に児童生徒の課題解決の力を高めるため、授業において「主体的・対話的な深い学び」が必要であると、教科指導ばかりでなく道徳の授業においてもアクティブラーニングの手法を勧めている。

日本教師会は歴史と伝統に基づく日本人の育成こそ教育の中核的な課題と考え、歴史・国語教育と道徳教育を柱にした国民教育の在り方を追求してきた。その観点から、新学習指導要領の不十分な点を補い、これからの時代に困難な状況があっても自信と誇りをもってたくましく生きる日本人の育成を考えていく。

今回は、大阪教師会より松尾大輔教諭、三重県教師会より溝口哲志教諭、岐阜県教育懇話会からは渡辺威講師がそれぞれ道徳教育、生徒指導、教科指導での主題にそった実践発表を予定している。

研究会ではこれらの実践発表と講演をもとに新しい時代を切り拓く児童生徒の育成の在り方を協議する。会員の多数の参加を期待したい。H

前頁より↓ 一三、四九五人のうち就学者は六、二五〇人で、就学率は四六%であった。ただし男女別にみると男子五九%、女子三二%で、女子の就学率がきわめて低かったことが分かる。上申書中にも「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法」との一項があり、対策に苦慮したことがうかがわれる。

また、岐阜県との統合直前に飛騨から筑摩県に提出された学校景況書によると、第二五大区では煥章学校ほか二校が造営中、二校が新築確定、七校が生徒の進歩が顕著であるとするほか、女兒二名の実名を挙げ、子守をしながら毎日登校していることを賞している。対照的に、第二六大区では各校の位置によって人智の遅鈍があることや、教員の学力が薄弱であることを認め、向学の民情がいまだ十分でないとして冷静に分析している。

同年九月、岐阜県権令小崎利準が筑摩県からの書類引継と飛騨の視察を行い、十一月、権令臨席のもと煥章学校新校舎の開校式が行われた。

美濃・飛騨合併から百四十三年、明治の先人達が教育に郷土の将来を託し、新しい学校づくりに尽力した姿は、次代の教育の在り方を考える上で大事な鑑である。

(元県立高校長・岐阜県歴史資料館嘱託)

【微風烈風】誰もが予想しなかった新

元号「令和」を、国民の多数が好意をもって迎えた。それも若者達だ。

また去りゆく平成を回顧して多くの人々は天皇皇后両陛下への感謝を口にしていく。ここに日本の日本たる

所以がある▲元号の策定は昭和五十四年に成立した元号法に基づき平成

にならって行われた。その法律制定の運動には本会も協賛したが、反対

の大合唱の中、この法律が成立していなかったなら…との当時の危機感を思い起こす▲今回の出典はこれまで

慣例であった漢籍に代わり、日本の古典となった。今や世界に唯一の元号であることを思えば、ここに着

眼したことは素晴らしい▲古来、朝日に匂う山桜に愛着を持ってきた日本に、梅という新しい樹木が移入さ

れ、桜と共にこれを愛でる風潮が万葉の時代にあった。我が国の進取の気性は、大陸文化の消化に加えて日

本の文化そのものに向けられた▲「令」は国家の体制を確立した大宝

律令に、「和」は国是の在り方を示す大和に通ずる。新しい年号は現代日本

の方向を指し示すものと思えてならない▲国家も個人もその理想を実現する時が来たのではなからうか。

日本の日本たる国の在り方を国民共通のものとし、力を合わせて実現する。一人ひとりの志が問われる。Y